

ごみ処理の基本理念、基本方針（案）について

1. 基本理念（案）

減らして分けて みんなで創る 資源循環のまち

・市民や事業者が、モノのライフサイクルを通して廃棄物の発生を抑制し、廃棄物となるモノの中から資源物を分別し循環させること、また、そのために必要な施策を行政が積極的に行うことで、温室効果ガス排出量や最終処分量の削減を通じて、地域として、持続可能な循環型社会を目指し、将来世代によりよい環境を引き継ぐ努力を怠らない姿勢を明確にすることをあらわしています。

・蕨市、戸田市の環境基本計画と関連があることから、方向性を一致させています。

参考①：戸田市環境基本計画 基本目標2 <資源循環分野>

基本方針2-1 3Rを推進し資源の有効活用を図る

・3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進

「人・緑・水が輝き みんなでつくる環境都市 とだ」

参考②：蕨市環境基本計画

【環境像】みんなで未来へつなぐ 快適で持続可能なまち わらび」

【基本目標】3 みんなでつくる 資源循環のまち

6 ごみ減量化の推進

7 廃棄物の再使用と資源循環の推進

2. 基本方針（案）

基本方針1.ごみの減量化と資源化の推進

- ・家庭や事業所から排出されるごみの減量化のため、食品ロスの削減などの取り組みを進めます
- ・温室効果ガス排出の削減や資源の有効活用のため、プラスチックなどの更なる資源化を進めます

基本方針2.適正かつ効果的なごみ処理システムの構築

- ・環境負荷が少なく、適正で安定した処理の継続のための施設整備と維持管理を行います
- ・ごみからの資源回収を効果的に行い、焼却処理量と埋立処分量の削減を図ります

基本方針3.市民、事業者、行政の協働による循環型社会の形成

- ・市民や事業者がごみの減量化や資源化に取り組むための行政による支援などを通じて、循環型社会づくりを進めます
- ・ごみ出しルールの啓発や不法投棄対策などにより、快適で安心して暮らせるまちづくりを進めます

第5章 基本計画の目標と目標達成に向けた施策

5.1 ごみ処理の基本理念

前計画では、「継続的な発展が可能となる資源循環型社会の形成」を大きな目標と位置付けて、ごみ処理に係る施策を掲げ、リサイクルシステムの構築を目指してきました。その間にごみの発生量は減少してきていますが、社会経済情勢の変化によっては増加傾向に転じるおそれがあります。また、資源化率は近年横ばい傾向を示しており、更なる施策を講じる必要があります。なお、両市は最終処分場を所有しておらず、最終処分は県の施設や民間の処分場に依存している状況です。

以上のことから、両市では市民、事業者にご協力頂き、再使用できるものは再使用してごみの発生を抑制し、資源化できるものはルールに沿った分別を行うことで再資源化を行い、ごみ焼却量を減らすことで、中間処理後に発生する最終処分量をできる限り減らしていく必要性があります。

このようなことから、基本方針の下、課題の解決に向けた施策を行うことにより、更なる循環型社会の形成に向けてごみ処理行政を推進することとしました。

基本理念

(鎌市) (戸田市)

和 と 環境にやさしいまちから生まれる循環型社会

5.2 ごみ処理の基本方針

(1) 基本方針

- 1) ごみの減量化・資源化を推進します。
- 2) 排出されたごみは中間処理時に資源回収をより効果的に行います。
- 3) 鎌戸田衛生センター内の中間処理施設の集約化・効率化を図ります。
- 4) 二酸化炭素等の地球温暖化物質対策やダイオキシン類等の環境汚染物質の抑制に積極的に取り組みます。
- 5) 最終処分は減量化・安定化を図ります。
- 6) すべての関係者が一体となった取り組みによる地域社会づくりを進めます。